

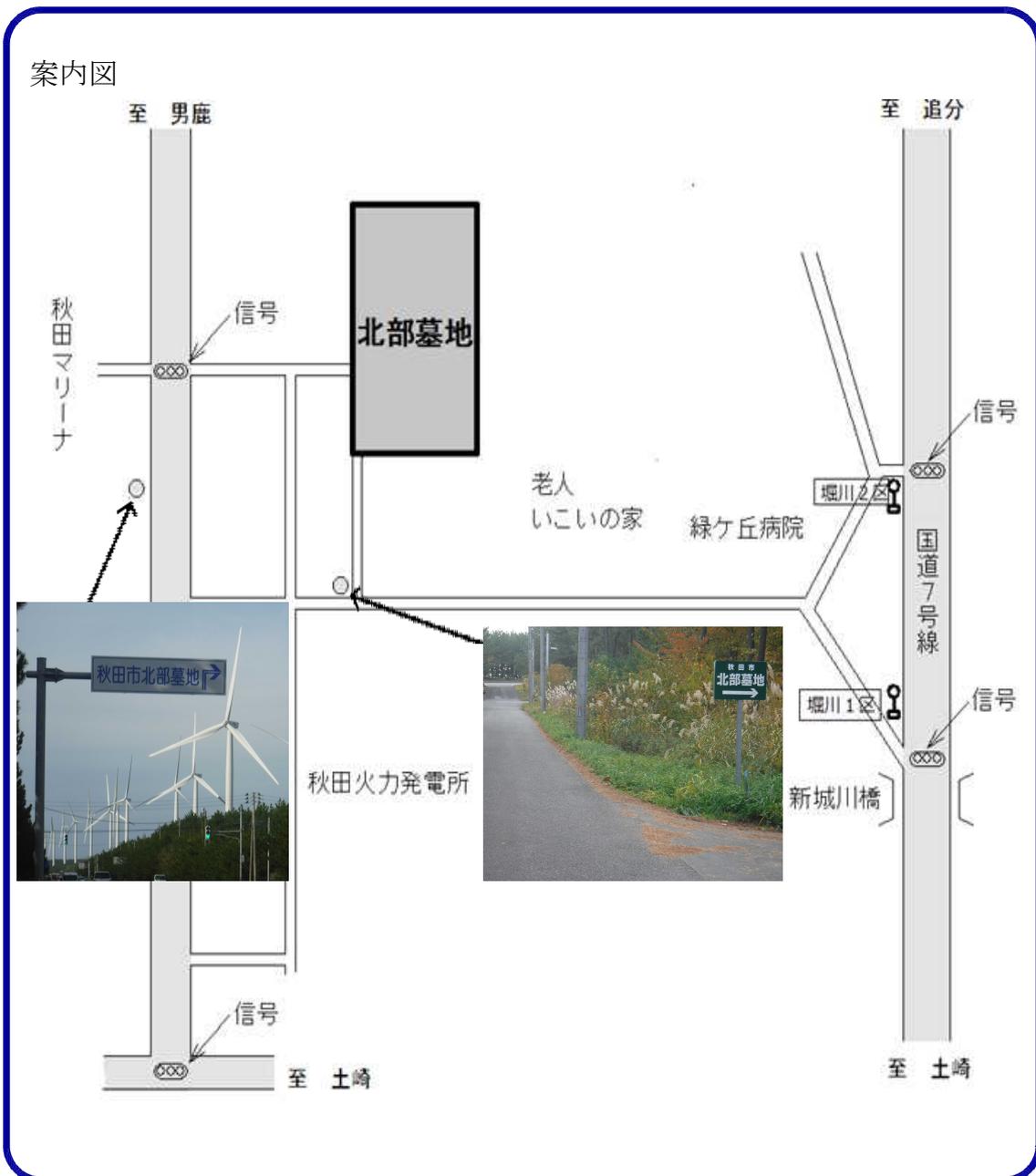
令和6年度  
秋田市営墓地 募集案内  
【北部墓地】



秋田市市民生活部生活総務課  
018-888-5624

## 秋田市北部墓地の概要および案内図

所在地	秋田市飯島字堀川84番地180		
墓地態様	規制墓地		
施設	管理棟（水洗トイレ・倉庫）、水洗トイレ1棟、あずまや2棟、水場（5か所）		
交通手段	車	秋田駅から約13km	約25分
		追分駅から約4km	約10分
	バス	秋田駅西口から五城目線または追分線乗車	
		堀川1区バス停下車	約45分
		堀川1区バス停から約2km	徒歩約30分



## 秋田市北部墓地の利用者を次のとおり募集します。

### 1 申込みの資格（以下の要件を満たす方）

①②は必須要件です。③④はどちらか一方に該当する方が要件となります。  
申込みは1人1区画です。

- ① 秋田市に住所又は本籍がある方
- ② 秋田市に住所があり、独立した生計を営む方を保証人として届出できる方。ただし、3親等以内の親族の場合は、市外に住所がある方でも保証人になることができます。
- ③ 現在、焼骨を自宅に保管し、又は寺院等に一時保管しており、お墓のない方
- ④ 改葬（現在のお墓から焼骨を移すこと）を希望する方

### 2 募集期間

<一次募集>

令和6年6月12日（水）～令和6年6月25日（火）

<二次募集>

令和6年7月16日（火）～令和6年12月27日（金）

※二次募集は、一次募集で応募数が募集数に満たなかった場合に行います。  
なお、二次募集は、募集区画すべての申込みがあった時点で締め切らせていただきます。

### 3 受付窓口等

<一次募集>

- ① 受付窓口

生活総務課（市役所1階）	電話	888-5624
北部市民サービスセンター		
市民生活担当	電話	893-5983
西部市民サービスセンター		
戸籍・住民票担当	電話	826-9005
南部市民サービスセンター		
市民担当	電話	838-1215
駅東サービスセンター（アルヴェ）	電話	887-5320
河辺市民サービスセンター		
産業・建設・地域支援担当	電話	882-5161
雄和市民サービスセンター		
市民生活担当	電話	886-5525

- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土曜、日曜を除く）

※アルヴェの駅東サービスセンターは午前9時から

※一次募集に郵便で申込みする場合は、「5 申込み時の提出書類等（一次募集分）」を以下に郵送してください（6月25日（火）必着）。

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所 生活総務課 墓地・斎場整備担当 宛
---

#### <二次募集>

- ① 受付窓口 生活総務課（市役所1階） 電話 888-5624
  - ② 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜、日曜および祝日を除く)
- ※二次募集は郵送による受付を行いません。詳しくは「10 二次募集」をご確認ください。

## 4 募集区画数および使用料等

募集区画数および使用料等は以下のとおりです。

現状での引渡しとなりますので、現地を確認のうえお申込みください。

募集区画数	区画面積	永代使用料	管理手数料(年額)(※1)
新規: 80区画	4㎡	285,000円	3,248円
返還: 1区画	〃	〃	〃

※申込み時期によらず、1年分の管理手数料を納入していただきます。

### 【留意事項】

- 募集区画の位置は、別紙1および別紙2を参照してください。
- 永代使用料、管理手数料(年額)のほか、別途、墓碑等を設置する費用が必要となります。
- 管理手数料については、その年度によって改定することがあります。

## 5 申込み時の提出書類等(一次募集分)

- ① 墓地使用許可申請書
- ② 添付書類
  - ア 焼骨を自宅に保管または寺院等に預けている方  
以下の(ア)・(イ)・(ウ)
  - イ 改葬をする方  
以下の(ア)・(ウ)・(エ)
    - (ア) 申請者の住所又は本籍がわかる書類(運転免許証の写し・マイナンバーカードの写し・本籍が記載された住民票・戸籍全部(個人)事項証明書(※1)・国民健康保険被保険者証の写し(※2)など)
    - (イ) 死体(胎)埋葬・火葬許可証(内容確認後、返却します。)
    - (ウ) 申請者と被埋蔵者との関係がわかる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)など
    - (エ) 遺骨埋蔵(焼骨)・埋葬(土葬)証明書(一体につき1枚必要です。)

※1 本籍が記載された住民票・戸籍全部(個人)事項証明書等は、内容確認後、コピーして返却します。(住民票は、概ね提出日前1か月以内に発行されたものを添付してください。)

※2 国民健康保険被保険者証など、秋田市で発行した書類は住所を確認できますが、社会保険の被保険者証など住所を確認できない書類がありますので、ご注意ください。

### 【留意事項】

- 遺骨埋蔵(焼骨)・埋葬(土葬)証明書、戸籍全部事項証明書等は、遠方の場合、取り寄せに時間がかかることがありますので、お早めにご準備ください。
- 死体(胎)埋葬・火葬許可証を紛失した場合、秋田市で火葬された方については受付窓口で再交付の申請が可能ですが、秋田市以外で火葬され

た方については火葬された市区町村へお問い合わせください。

○郵便で申込みする場合、添付書類については写しを郵送してください。

○墓地使用許可申請書の内容に虚偽があった場合は、抽せんで当せんしても取り消します。

## 6 公開抽せん（一次募集分）

- ① 抽せん日時 令和6年7月8日（月）  
午前11時（午前10時30分から受付）
- ② 会 場 秋田市役所正庁（秋田市役所 5階）
- ③ 抽せん対象 応募者全員  
※抽選により、使用区画を決定します。
- ④ 抽せん方法 申請を受付した際に交付する「墓地公開抽せん通知書」に記載された抽せん番号をもとに、職員が回転式抽せん器により行います。
- ⑤ 入場・見学 「墓地公開抽せん通知書」を持参し、自由に入場・見学していただくことができますが、参加の有無により当せん者の決定に影響を及ぼすことはありません。
- ⑥ 抽せん結果 申請者全員に当せん(非当せん)通知書を郵送することによりお知らせするほか、秋田市ホームページに掲載します。  
※抽せん結果に関する電話での問い合わせには、お答えできません。
- ⑦ そ の 他 申込者数が募集数に満たなかった場合は、二次募集を行います。「10 二次募集」をご確認ください。

## 7 当せん者の提出書類等（一次募集分）

当せん通知書が届いた方は、7月26日（金）までに以下の書類を生活総務課まで提出又は郵送してください。

- ① 当せん者の本籍が記載された住民票（※1）
- ② 寺院等に焼骨を預けている方は、遺骨保管証明書
- ③ 当せん者と被埋蔵者との関係がわかる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など
- ④ 保証人届（※2）（保証人になる方の本籍が記載された住民票（※1）を添付）  
※なお、保証人に関する要件は「1 申込みの資格」の②をご確認ください。

※1 当せん者および保証人になる方の本籍が記載された住民票は、概ね提出日前1か月以内に発行されたものを添付してください。

※2 保証人が市外に住所のある方の場合は、申請者と保証人との関係がわかる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）などを添付してください。

## 8 永代使用料および管理手数料の納入（一次募集分）

- ① 当せん通知書とあわせて、永代使用料および管理手数料の納入通知書を郵送しますので、秋田市指定金融機関等において7月26日（金）までに一括して納入してください。  
※永代使用料は、本庁および各サービスセンターでは納入できません。  
納入ができる場所については、納入通知書裏面の「納入場所」を参照してください。
- ② 期限までに納入されない場合は、墓地使用許可を行いません。
- ③ 次年度以降の管理手数料は、毎年度初めに送付する納入通知書で納入していただきます。

## 9 墓地使用許可証の交付（一次募集分）

永代使用料および管理手数料の納入を確認後、8月上旬頃に墓地使用許可証を郵送します。

## 10 二次募集

応募数が募集数に満たなかった場合は、二次募集を行います。希望する方は空き区画をご確認のうえ、以下を参考に申込みしてください。

なお、二次募集は郵送による受付を行いません。提出書類をそろえ、受付窓口へ提出してください。

- ① 募集期間  
令和6年7月16日（火）～令和6年12月27日（金）
- ② 受付窓口  
生活総務課（市役所1階） 電話 888-5624
- ③ 受付時間  
午前8時30分～午後5時15分（土曜、日曜および祝日を除く）
- ④ 申込み時の提出書類  
ア 墓地使用許可申請書  
イ 保証人届（※2）  
ウ 添付書類  
(ア) 申請者の本籍が記載された住民票（※1）  
(イ) 死体（胎）埋葬・火葬許可証（内容確認後、返却します。）  
(ウ) 寺院等に焼骨を預けている方は、遺骨保管証明書  
(エ) 申請者と被埋蔵者との関係がわかる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など  
(オ) 保証人の本籍が記載された住民票（※1）  
(カ) 改葬をする方は、遺骨埋蔵（焼骨）・埋葬（土葬）証明書

※1 申請書および保証人になる方の本籍が記載された住民票は、概ね提出日前1か月以内に発行されたものを添付してください。

※2 保証人が市外に住所のある方の場合は、申請者と保証人との関係がわかる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）などを添付してください。

### 【留意事項】

○遺骨保管証明書、遺骨埋蔵（焼骨）・埋葬（土葬）証明書、戸籍全部事項証明書等は、遠方の場合、取り寄せに時間のかかることがありますので、

お早めにご準備ください。

○死体（胎）埋葬・火葬許可証を紛失した場合、秋田市で火葬された方については受付窓口で再交付の申請が可能ですが、秋田市以外で火葬された方については火葬された市区町村へお問い合わせください。

○墓地使用許可申請書の内容に虚偽があった場合は、申請を取り消します。

- ⑤ 使用者の決定  
申込みの順番で決定（先着順）
- ⑥ その他  
受付時に永代使用料および管理手数料の納入通知書を交付します。  
永代使用料および管理手数料の納入を確認後、速やかに墓地使用許可証を郵送します。

## 11 墓碑（墓石）の設置等

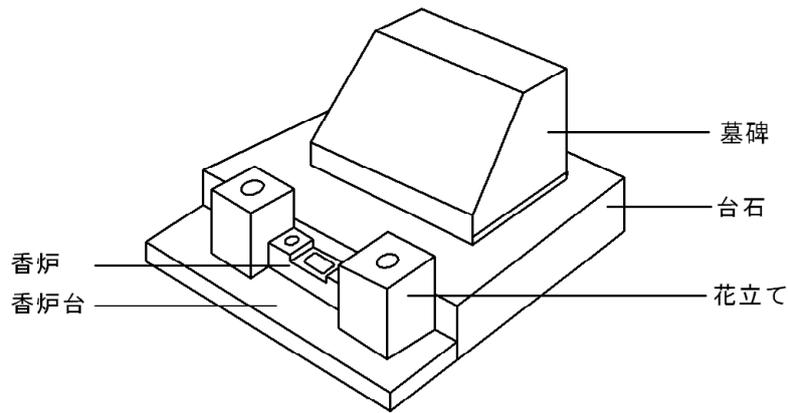
- ① 使用許可後、1年以内に墓碑等を設置していただきます。
- ② 墓碑等については、秋田市が定めた形態・規格（10 墓碑等の形態・規格参照）としていただきます。
- ③ 墓碑等以外の工作物（卒塔婆立て、墓誌、植栽等）は設置できません。
- ④ 墓碑等の設置や納骨を行う場合は、届出が必要です。

## 12 利用に当たってのお願い

- ① 供物、骨箱、卒塔婆などは、必ずお持ち帰りください。お花につきましても、秋田市で片づけます。なお、造花についても状況により片づけますので、ご承知おきください。
- ② 手桶、ひしゃくは設置しておりませんので、各々で持参してください。
- ③ ろうそく、線香等をお使いの際は、周辺に燃え移らないようにご注意ください。また、火が消えたことを確認してからお帰りください。
- ④ 使用区画内は、各々で管理していただくことになっておりますので、定期的な清掃などをお願いします。
- ⑤ 墓地内の除雪は原則行いませんので、ご了承ください。  
また、給水場は冬期間（12月上旬～3月上旬）は使用できません。
- ⑥ 彼岸やお盆時は、墓参のための車両で大変混みあいます（特に午前9時頃～午後1時頃）。駐車スペースが限られておりますので、墓参日や時間をずらすなどのご協力をお願いします。  
また、路上駐車は、事故や渋滞にもつながりますので、所定の駐車場をご利用ください。

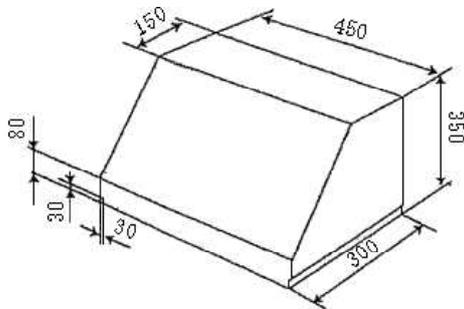
# 13 墓碑等の形態・規格

## (1) 墓碑等の形態

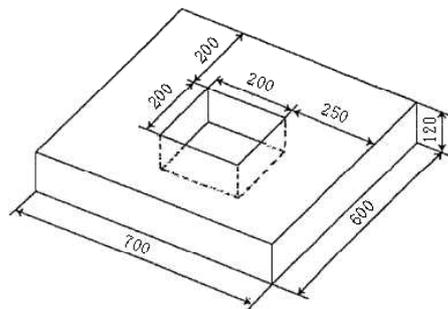


## (2) 墓碑等の規格

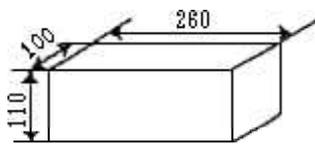
ア 墓碑



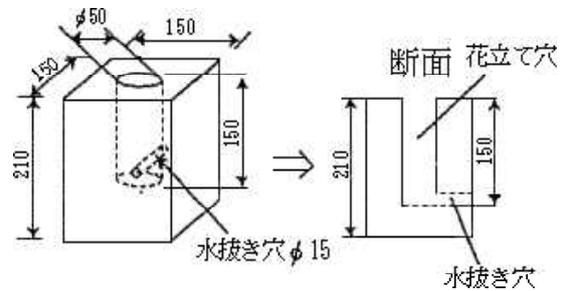
イ 台石



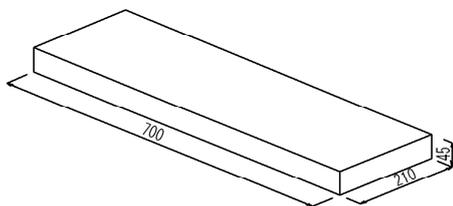
ウ 香炉



エ 花立て



オ 香炉台



### 備考

- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
- 2 香炉、花立ておよび香炉台の設置は、任意とする。
- 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものとする。
- ◆ 墓地番号の彫刻位置は、台石の右奥に縦50ミリメートル、横200ミリメートルの範囲内で、番号を彫刻してください。例：A249の場合は249と彫刻。